

議案第 23 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
定める。

令和 2 年 2 月 18 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年三田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第2条第1項第4号」を「第2条第1項第3号及び第4号」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。